

令和 8 年度大規模 MICE 開催費助成金交付要領取扱要領

公益社団法人青森県観光国際交流機構

(趣旨)

第 1 条 この取扱は、令和 8 年度大規模 MICE 開催費助成金交付要領（以下「要領」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 要領第 1 に規定する MICE とは、青森県内で開催される企業等の会議、報奨・研修旅行及び企業、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントをいい、次に掲げる大会等は除くものとする。

(1) 国、地方公共団体が主催、共催するもの。

(2) 宗教団体が主催、共催するもの。

(3) 政治団体が主催、共催するもの。

(4) 営利を目的とするもの。

(5) 他県との持ち回り等により定期的、定例的に本県で開催されるもの。

(6) スポーツ系の大会

(7) 国、地方公共団体が加入あるいは年会費等の負担金を支払っている協議会等、行政の関わりが深い団体、又は行政が所管する団体が主催するもの及び行政が参加するもの。

(8) その他県と協議し、不相当と認められたもの。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ系の大会については、特に必要と認める事由があるときは、県と協議して助成対象とすることができる。

なお、「国、地方公共団体が主催、共催するもの」とは、費用負担を行ったり、人的支援を行っているもので、名義のみの場合は、補助対象とする。

(助成金の申請)

第 3 条 MICE 主催団体（以下「主催団体」という。）は、助成金の申請にあたり、要領第 3 に規定する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、原則として MICE 開催日の 2 週間前の日までに提出するものとする。

(申請書等)

第 4 条 要領第 3 及び同第 7 に規定するその他必要と認める書類とは、次のとおりとする。

(1) MICE 参加（予定）者・宿泊（予定）者調べ（様式第 1 号）

(2) 会議開催計画（報告）書（様式第 2 号）

(通知書)

第 5 条 要領第 4、同第 5 及び同第 8 に規定する通知並びに承認は様式第 3 号、同第 4 号及び同第 5 号のとおりとする。